

○金沢市建築基準法施行規則

昭和48年3月28日

規則第9号

〔昭和37年4月1日規則第24号建築基準法施行細則を全文改正〕

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び金沢市建築協定条例（昭和47年条例第45号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（確認申請書に添付する図書等）

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3に定めるもののほか、次に掲げる図書又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を添えなければならない。

- (1) 崖（勾配が30度を超える傾斜地で高さ3メートルを超えるものをいう。）に近接して建築物を建築する場合は、崖の上下端から当該建築物までの水平距離、崖の形状及び土質等を示す図書
- (2) 建築物が工場又は令第130条の9第1項に掲げる危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場等内容調書（様式第1号）
- (3) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存不適格調書（様式第2号）
- (4) し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける場合は、し尿浄化槽・合併処理浄化槽調書（様式第3号）
- (5) 建築主事が建築物の構造計算の審査のために必要があると認める場合は、当該構造計算に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した磁気ディスクであって、建築主の氏名、当該確認の申請の年月日及び当該電磁的記録を作成するために使用したプログラムの名称を記載した書面を貼り付けたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、建築主事が必要があると認める図書

2 前項の規定は、法第18条第2項の規定に基づく通知について準用する。

（平7規則84・平11規則68・平12規則64・平13規則64・平19規則56・平20規則55・平24規則42・平27規則41・一部改正）

第3条 削除

（平19規則56）

（建築主等の変更）

第4条 建築物、工作物又は建築設備（以下「建築物等」という。）で確認を受けたものについて、その工事の完了前に建築主、築造主又は設置者（以下「建築主等」という。）の変更があったときは、速やかに建築主等変更届（様式第4号）により建築主事に届けなければならない。

2 確認を受けた建築物等の建築主等が工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更したときは、速やかに、工事監理者（工事施工者）選定（変更）届（様式第5号）により建築主事に届け出なければならない。

（工事の取りやめ）

第5条 確認を受けた建築物等の建築主等及び国の機関の長等は、その工事の全部を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第6号）に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

（平11規則68・全改、平12規則64・平17規則87・平24規則42・一部改正）

第6条 削除

（平12規則64）

（意見の聴取の請求）

第6条の2 法第9条第3項及び第8項（これらの規定を法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）の請求は、意見聴取の請求をしようとする者の氏名及び住所並びに意見聴取に係る事案を記載した書面を市長に提出することにより行わなければならない。

（平8規則27・追加、平12規則64・平17規則87・一部改正）

（意見聴取の期日の変更）

第6条の3 意見聴取の請求をした者（以下「請求者」という。）は、市長が法第9条第5項の通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、意見聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出又は職権により、意見聴取の期日を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により意見聴取の期日を変更したときは、速やかにその旨を請求者に通知するとともに、公告しなければならない。

（平8規則27・追加）

（意見聴取の主宰）

第6条の4 意見聴取は、市長が指名する職員が主宰する。

（平8規則27・追加）

（代理人の出頭）

第6条の5 請求者は、意見聴取の期日に代理人を出頭させようとするときは、意見聴取に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を、あらかじめ前条の規定により意見聴取を主宰する職員（以下「主宰者」という。）に提出しなければならない。

（平8規則27・追加）

（補佐人）

第6条の6 請求者又はその代理人は、あらかじめ主宰者の許可を得て、意見聴取の期日に補佐人とともに出頭することができる。

2 補佐人が行った陳述は、請求者又はその代理人が直ちに取り消さないときは、当該請求者又は代理人が自ら行ったものとみなす。

（平8規則27・追加）

（証人の出頭）

第6条の7 請求者又はその代理人は、意見聴取の期日に証人を出頭させようとするときは、証人の氏名及び住所並びに立証の要旨を記載した書面を、あらかじめ主宰者に提出しなければならない。

（平8規則27・追加）

（関係職員等の出頭）

第6条の8 主宰者は、必要があると認めるときは、市の職員、関係行政機関の職員その他当該事案に関し知識を有する者の出頭を求めて、その意見を聴くことができる。

（平8規則27・追加）

（意見聴取の期日における陳述の制限及び秩序の維持）

第6条の9 主宰者は、意見聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述する場合その他議事を整理するためにやむを得ないと認める場合は、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見聴取の秩序を維持するため、意見聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等の必要な措置をとることができる。

（平8規則27・追加）

（不出頭等の場合における意見聴取の終結）

第6条の10 主宰者は、請求者又はその代理人が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭しないとき、又は意見聴

取において陳述せず、若しくは主宰者の許可なくして意見聴取の会場を退出したときは、これらの者に対し改めて意見聴取の機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

(平8規則27・追加)

(調書の作成)

第6条の11 主宰者は、意見聴取の終了後遅滞なく調書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 意見聴取の件名
- (2) 意見聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 意見聴取の期日に出頭した者の氏名
- (5) 意見聴取の期日に出頭しなかった請求者又はその代理人の氏名及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 意見聴取の期日に出頭した者の陳述の要旨
- (7) 証拠が提出されたときは、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

(平8規則27・追加)

(許可申請)

第7条 省令第10条の4第1項及び第4項の規定により市長が定める図書は、次の表に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
理由書	許可を受けようとする理由
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場、機械設備等の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに室内仕上げの材料の種類

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書又は第10項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする者に係る建築物が工場であるとき、又は令第130条の9第1項に規定する危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物であるときは、前項の表に掲げる図書のほか、工場等内容調書を添えなければならない。

3 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離が5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごと午後4時まで各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

4 市長は、必要があると認める場合においては、前3項に規定する図書のほか、参考となる図書を添付させることができる。

(昭52規則40・昭53規則25・昭62規則59・平3規則21・平5規則72・平6規則53・平8規則27・平9規則76・平11規則68・一部改正)

(認定申請)

第7条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書は、省令第1条の3に規定する図書、第2条第1項第1号から第4号までに掲げる図書その他市長が必要があると認める図書とする。

2 法第3条第1項第4号又は令第115条の2第1項第4号の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第8号)の正本及び副本各1通に、それぞれ省令第1条の3に規定する図書、第2条第1項第1号から第4号までに掲げる図書その他市長が必要があると認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平11規則68・追加、平13規則84・平27規則41・一部改正)

(定期報告をすべき建築物及び報告の時期等)

第8条 法第12条第1項の規定による報告をしなければならない建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階若しくは3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- (3) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
- (4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階若しくは3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (5) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものに限る。)、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
- (6) 前各号に掲げる用途に供する部分を2以上有する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
- (7) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
- (8) 下宿、共同住宅、寄宿舎又は令第19条第1項の児童福祉施設等の用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有し、地階のその用途に供する部分の床面積の合計又は3階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (9) 事務所その他これに類する用途に供する建築物で、延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、地階又は5階以上の階にその用途に供する部分を有し、地階のその用途に供する部分の床面積の合計又は5階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第1項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時期とする。

- (1) 前項第1号に掲げる建築物 毎年4月1日から6月30日まで
- (2) 前項第2号に掲げる建築物 毎年7月1日から9月30日まで
- (3) 前項第3号に掲げる建築物 毎年9月1日から11月30日まで
- (4) 前項第4号から第6号までに掲げる建築物 毎年10月1日から12月31日まで
- (5) 前項第7号又は第8号に掲げる建築物 平成4年及び同年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月1日から8月31日まで

- (6) 前項第9号に掲げる建築物 平成4年及び同年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の9月1日から11月30日まで
- 3 市長は、法第12条第1項の規定による報告を受けた場合において、第1項第1号から第6号までに掲げる建築物のうち、令第4章から第5章の3までに規定する建築物の構造、施設等の維持保全の状況で良好であると認める建築物については、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、当該建築物に係る次回の報告の時期を、同項第1号から第4号までの規定を適用した場合における報告の時期から1年間繰り下げることができる。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項に規定する様式による書面に、市長が必要があると認める図書を添えて行わなければならない。
- 5 前項に規定する報告書及び添付図書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。
(昭52規則40・昭53規則84・昭61規則13・平3規則71・平5規則17・平5規則72・平13規則64・平16規則50・平17規則87・平20規則55・一部改正)

(建築設備等の定期報告)

- 第9条 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第3号から第5号までに掲げる建築設備にあっては、前条第1項各号に掲げる建築物に設けられたものに限る。
- (1) エレベーター（次に掲げるものを除く。）
- ア 一戸建て等の個人の住宅に設けられたもの
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）で、積載荷重が1トン以上のもの
- (2) エスカレーター（一戸建て等の個人の住宅に設けられたものを除く。）
- (3) 換気設備（法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設けられた中央管理方式の空調設備に限る。）
- (4) 排煙設備（法第35条の規定により設けられた排煙設備で、排煙機を設けたものに限る。）
- (5) 非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常用の照明装置で、予備電源を別置きにしたものに限る。）
- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により市長が指定する工作物は、令第138条第2項各号に掲げるもの（一戸建て等の個人の住宅に設けられた遊戯施設を除く。）とする。
- 3 省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、毎年（国土交通大臣が定める検査の項目については、3年以内ごとに当該項目の検査を終了させるものとし、その検査を実施した年ごとに）、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。
- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる建築設備及び前項に規定する工作物 法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の初日から末日まで
- (2) 第1項第3号から第5号までに掲げる建築設備
- ア 前条第1項第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる建築物に設けられた建築設備 4月1日から7月31日まで
- イ 前条第1項第3号から第6号まで及び第9号に掲げる建築物に設けられた建築設備 9月1日から12月31日まで
- 4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、省令第6条第3項に規定する様式による書面に、市長が必要があると認める図書を添えて行わなければならない。
- 5 前項に規定する報告書及び添付図書は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。
(平5規則72・平11規則68・平12規則64・平13規則64・平16規則50・平17規則87・平19規則56・平20規則55・一部改正)

(道路の位置の指定、変更又は廃止申請)

- 第10条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、省令第9条に規定する図書のほか、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式第11号）正副各1通に、それぞれの各号に掲げる図書を添

えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする道路の構造を示す図面

(2) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地と、これに接する道路その他の官公有地との境界線が明らかでない場合は、その所有者又は管理者の証する図書

2 法第42条第1項第5号の規定により位置指定された道路を変更し、又は廃止しようとするときは、当該道路が同項第1号、第2号又は第4号に掲げる道路となる場合を除き、前項の規定を準用する。

(昭53規則84・一部改正)

(道路の位置の標示)

第11条 前条の規定により道路の位置の指定(変更を含む。)を受けた者は、耐久性のある側溝又は縁石等により道路の境界を明確にしておかなければならない。

2 前項の規定により側溝等によって道路の境界を明示したときは、速やかに道路位置標示完了届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(昭51規則43・一部改正)

(道の指定)

第12条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で境界線が明確なものとする。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第13条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 2以上の道路又は角地(内角135度以下のもの)に接する敷地であって、これらの道路の幅員がそれぞれ4メートル以上で、その和が9メートルを超え、かつ、敷地周辺の長さの4分の1以上がこれらの道路に接するもの

(2) 公園、広場、水面その他これに類するものに接し、又は道路を隔てて面する敷地で前号に準ずるもの

(昭62規則59・平3規則21・一部改正)

(積雪荷重)

第14条 令第86条第2項の規定により本市の全域を多雪区域とし、積雪の単位荷重を積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき29ニュートン以上とする。

2 垂直積雪量は、別表のとおりとする。

(平13規則64・一部改正)

(し尿浄化槽等の設置区域の指定)

第15条 令第32条第1項第1号の表中に規定するし尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域で衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、本市全域とする。

(平13規則64・一部改正)

(建築協定の認可申請)

第16条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定(変更)認可申請書(様式第13号)の正本及び副本各1通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定書

(2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる付近見取図及び配置図

(3) 協定しようとする区域を明示した図面

(4) 協定しようとする建築物又は建築設備に関する基準を表示する図書

(5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した建築協定合意書

2 前項の規定は、法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更の認可を受けようとする場合に準用する。

(昭52規則40・平11規則68・平13規則84・一部改正)

(建築協定の廃止の認可申請)

第17条 法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第14号)の正本及び副本各1通に、それぞれ建築協定区域内における土地の所有者等の過半数の合意書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平11規則68・一部改正)

(高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

第18条 令第130条の12第5号の規定により、市長が定める建築物の部分は、次の各号に掲げる用途に供する部分とする。

- (1) 公共用歩廊に類するもの
- (2) 道路の上空に設ける渡り廊下と接続する部分

(昭63規則33・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年5月1日から施行する。
(関係規則の廃止)
- 2 建築基準法に定める確認申請手数料徴収規則(昭和26年規則第10号)及び建築基準法第49条又は第50条第2項若しくは第4項の規定に適合しない既存建築物調査規則(昭和26年規則第31号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則による改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する昇降機、建築設備又は工作物(以下この項において「昇降機等」という。)で法第6条第1項の規定による確認を要しなかったものの第9条第3項の規定の適用については、同項中「検査済証の交付を受けた日」とあるのは「昇降機等を設置した日」と読み替えるものとする。
- 5 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表(第14条関係)

(昭59規則56・昭62規則35・平12規則64・平16規則1・一部改正)

積雪量	地域別
1メートル以上	海岸線から2キロメートル未満の地域
1.2メートル以上	上の地域から西日本旅客鉄道北陸本線までの地域
1.5メートル以上	西日本旅客鉄道北陸本線から以南の地域で、次の地域以外の地域
2メートル以上	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づいて定められた金沢都市計画区域以外の地域及び次に掲げる町の区域 小豆沢町、浅川町、朝加屋町、相合谷町、天池町、石黒町、打尾町、上山町、永安町、鴛原町、小原町、角間町、金川町、上中町、上辰巳町、上涌波町、樫見町、北袋町、清瀬町、小二又町、古郷町、駒帰町、下谷町、芝原町、白見町、城力町、新保町、下鴛原町、下涌波町、正部町、菅池町、未町、瀬領町、俵町、平等本町、高池町、高坂町、辰巳町、平町、茅原町、坪野町、伝燈寺町、戸室新保、戸室別所、藤六町、中山町、七曲町、中戸町、梨木町、鳴瀬元町、西市瀬町、羽場町、東荒屋町、東市瀬町、東町、平栗、袋板屋町、別所町、北陽台1丁目、北陽台2丁目、北陽台3丁目、牧町、水淵町、三小牛町、宮野町、甥杉町、薬師町、山川町、湯谷原町、湯涌町、湯涌荒屋町、湯涌田子島町、蓮如町(◆)、蓮花町(◆)

様式第1号(第2条関係)

工場等内容調書								
工場 関	業種		作業場床面積					
	原料名	1日の処理量	申請部分	m ²	申請以外の部分	m ²	合計	m ²
			製品名			1日の処理量		

係 事 項								
	機械の種類		機械台数			原動機の出力kW		
			新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
	合計							
作 業 方 法								
関 係 事 項 危 険 物			種類	用途	最大貯蔵量	最大処理量		
	申請部分							
	申請以外の部分							
	合計							
参 考 事 項								
<p>注意</p> <p>1 「業種」欄には、工場業態がわかるように記入してください。</p> <p>2 「原料名」欄には、工場に搬入されるとき原料の品名を記入してください。</p> <p>3 「作業方法」欄には、作業工程の順に従って具体的に記入してください。(外注部分はその旨明記のこと。)</p> <p>4 「参考事項」欄には、工場創立年月日、略歴、過去の確認若しくは許可、工具数について、また危険物については令第116条第3項の比率など記入してください。</p>								

様式第2号(第2条関係)

(平24規則42・全改、平27規則41・一部改正)

既存不適格調書

年 月 日

(宛先) 建築主事

建築主 住所

氏名

印

(建築主本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

確認済証交付年月日確認済証番号	
検査済証交付年月日検査済証番号	
建築場所	
既存建築物を調査した者	() 建築士 () 登録 第 号 () 建築士事務所 () 登録 第 号 氏名 印 (電話 — —)
状況報告事項	
備考欄	

本調書を構成する図書

- 1 現況の調査書（所定の記入欄への必要事項を記載）
- 2 既存建築物の平面図及び配置図（増改築又は移転の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。）
- 3 建築の時期を示す書類
 - (1) 検査済証
 - (2) 検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）
 - (3) 建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
- 4 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（建築基準法第6条第1項第4号などの小規模建築物については、1の現況の調査書が兼ねます。）

様式第3号（第2条関係）

（昭61規則13・全改、平11規則68・平12規則123・平13規則64・一部改正）

（表）

し尿浄化槽・合併処理浄化槽調書

設置者の住所及び氏名 法人にあつては名称及び代表者の氏名				印
				TEL () -
工事を行う予定の浄化槽工事業者の住所、氏名及び登録番号				TEL () -
	登録番号	石川県知事登録	第	号

1 設置場所の地名地番				
2 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (人槽 m ³) (名称 認定番号) ② その他 ()			
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水			
4 建築物の用途及び延べ面積	用途		延べ面積	m ²
5 処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員 人 算定根拠			
6 処理能力	ア	日平均汚水量		m ³ /日
	イ	生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ウ	放流水の生物化学的酸素要求量		mg/l
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()			
8 着工予定年月日	年	月	日	9 使用開始予定年月日 年 月 日
10 その他特記すべき事項				
※行政庁記入欄				※確認番号欄
				年 月 日
				第 号

- (注意) 1 2 欄、3 欄及び7 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
 - 3 型式認定浄化槽は、認定シートを添付すること。
 - 4 型式認定浄化槽以外のものは、構造図、仕様書及び処理工程図を添付すること。
 - 5 設置者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

(裏)

11 付近の見取図 (設置位置、放流経路及び放流先を明示すること。)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(昭52規則40・平11規則68・平16規則92・一部改正)

建築主等変更届		
<p>建築主 (築造主・設置者) の変更があったので、金沢市建築基準法施行規則第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 建築主事</p> <p style="text-align: right;">新建築主氏名 印 旧建築主氏名 印</p> <p>建築主本人が署名する場合は、押印を省略できます。</p>		
新建築主住所氏名	(電話)	
旧建築主住所氏名	(電話)	
確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
敷地の地名及び地番		
主要用途		
変更理由		
※受付欄	※事務処理欄	※決裁欄

注意 ※印欄は記入しないこと。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

(昭52規則40・昭61規則13・平11規則68・平16規則92・一部改正)

	工事監理者 工事施工者	選定 (変更) 届
--	----------------	-----------

工事監理者 工事施工者	を	選定 変更	したので金沢市建築基準法施行規則第4条第2項の規定により						
届け出ます。									
年 月 日									
(あて先) 建築主事									
建築主 住所 氏名 印									
建築主本人が署名する場合は、押印を省略できます。									
敷地の地名地番									
確認済証の交付年月日及び番号			年 月 日 第 号						
建築物			用途			構造		延面積	
								㎡	
			新			旧			
工 事 監 理 者	住所		(電話)			(電話)			
	氏名		() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号			() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号			
工 事 施 工 者	住所		(電話)			(電話)			
	氏名		建設業の許可	大臣 知事	第 号	建設業の許可	大臣 知事	第 号	
変更の理由									
変更時の工程									
※受付欄						※決裁欄			

注意 ※印欄は記入しないこと。

様式第6号(第5条関係)

(平11規則68・全改、平16規則92・平24規則42・一部改正)

工事取りやめ届

年 月 日

(宛先) 建築主事

届出者 住所
氏名 印

届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

工事を取りやめたので、金沢市建築基準法施行規則第5条の規定により届け出ます。

確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
敷地の位置	
主要用途	
取りやめの理由	
備考	

様式第7号 削除
(平24規則42)

様式第8号 (第7条の2関係)
(平11規則68・全改、平16規則92・一部改正)
その1

認定申請書 (正本)

(注意) 記入については、副本の下欄の注意事項をよく読んでください。					
建築基準法第3条第1項第4号 建築基準法施行令第115条の2第1 項第4号		の規定により認定を申請します。			
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
年 月 日 (あて先) 金沢市長					
申請者 氏名 印					
申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。					
1 建築主の住所及び氏名					
2 代理人の住所及び氏名					
3 設計者の資格、住所及び氏名		() 級建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号			
4	敷地の位置	ア 地名・地番			
		イ 用途地域	※その他の区域・地域・地区		
		ウ 防火地域			
5 主要用途		6 工事種別			
7 構造		造 階建 葺			
		申請部分	申請以外の部分	合計	※空地比
8 敷地面積					
9 建築面積					
10 延べ面積					
11 工事着手予定年月日		年 月 日	12	工事完了予定年月日	年 月 日
13 前面道路の幅員					
14 認定が必要となる事項					

その2

認定申請書 (副本)

※認定通知欄	この申請は、審査の結果支障がないものと認定しましたので通知します。 申請者氏名 様 認定番号 許可年月日 年 月 日
--------	---

		金沢市長		印
1 建築主の住所及び氏名				
2 代理人の住所及び氏名				
3 設計者の資格、住所及び氏名		<input type="checkbox"/> 級建築士 <input type="checkbox"/> 登録第 号 <input type="checkbox"/> 建築士事務所 <input type="checkbox"/> 知事登録第 号		
4	敷地の位置	ア 地名・地番		
		イ 用途地域	※その他の区域・地域・地区	
		ウ 防火地域		
5 主要用途		6 工事種別		
7 構造		造 階建 葺		
		申請部分	申請以外の部分	合計
8 敷地面積				※空地比
9 建築面積				
10 延べ面積				
11 工事着手予定年月日	年 月 日	12	工事完了予定年月日	年 月 日
13 前面道路の幅員				
14 認定が必要となる事項				
※認定の条件				
注意 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 5欄は、できるだけ具体的に記入してください。				

様式第9号及び様式第10号 削除
(平16規則50)

様式第11号 (第10条関係)
(平11規則68・平16規則92・一部改正)

その1

道路の位置指定 (変更・廃止) 申請書 (正本)

(注意) 記入については副本の下欄の注意事項をよく読んでください。				
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置 (変更・廃止) の指定を申請します。 この申請書及び添付図面の記載は事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先) 金沢市長 <div style="text-align: right;">申請者 氏名 印</div> 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。				
1 申請者住所氏名	(電話 番)			
2 代理人住所氏名	(電話 番)			
3 関係土地の地名地番				
4 申請の種類	指定・変更・廃止	5	指定済道路年月日番号	年 月 日 告金 建 第 号

6	申請道路	図面上の符号	申請の区分	幅員(m)	延長(m)	関係地番	
7	道路の位置標示及び築造の方法						
8	道の着手予定期日			年 月 日	道の完了予定期日		年 月 日
9	地籍図作製者住所氏名			(電話 番) 印			
10	承諾書	関係地番	土地、建築物又は工作物の権利者の別		住所氏名		印
※ 受付欄							
※決裁欄			※指定年月日及び番号			※告示年月日及び番号	
			年 月 日			年 月 日	
			金建第 号			告示第 号	

その2

道路の位置指定（変更・廃止）申請書（副本）

※指定通知欄	年 月 日 申請者 様 指定者番号 第 号 指定年月日 年 月 日 <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p> この申請書及び添付図面に記載の道路位置（変更・廃止）は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置に指定したので通知します。						
1	申請者住所氏名			(電話 番)			
2	代理人住所氏名			(電話 番)			
3	関係土地の地名地番						
4	申請の種類		指定・変更・廃止	5	指定済道路年月日番号		年 月 日 告金建 第 号
6	申請道路	図面上の符号	申請の区分	幅員(m)	延長(m)	関係地番	
7	道路の位置標示及び築造の方法						
8	道の着手予定期日			年 月 日	道の完了予定期日	年 月 日	
9	地籍図作製者住所氏名						
10	関係地番	土地建築物又は工作物の権利者の別		住所氏名		印	

承諾書				

注意1 ※印欄は記入しないでください。

2 4欄は該当するものを○で囲んでください。

3 6欄の道路の幅員及び延長の単位は、メートルとし、小数点以下第2位まで記入してください。

4 10欄の土地、建築物又は工作物の権利者の別とは、土地の所有者、使用者若しくは管理者又は土地にある建築物若しくは工作物の所有者若しくは管理者の別をいう。

5 本紙に記入できない場合は別紙に記入してください。

様式第12号（第11条関係）
（平11規則68・平16規則92・一部改正）

道路位置標示完了届	
年 月 日	
(あて先) 金沢市長	
届出人 住所 氏名 印	
届出人本人が署名する場合は、押印を省略できます。	
次のとおり道路の位置の標示を完了しましたので届け出ます。	
指定番号	
指定年月日	年 月 日
築造した場所	
道路の幅員延長	幅員 m 延長 m
標示の方法	
※事務処理欄	

注意 ※印欄は記入しないこと。

様式第13号（第16条関係）
（平11規則68・平16規則92・一部改正）

(正)

建築協定（変更）認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 金沢市長	
申請者 住所	

氏名						印
申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。						
建築基準法第 条 第 項の規定により建築協定（変更）の認可を受けたいので必要な図書を添えて申請します。						
1	代表者住所氏名	(電話 番)				
2	協定の理由					
3	協定事項の概要					
4	協定区域の地名					
5	協定区域の面積					
6	建築物の用途		7	協定戸数		
8	建築物の構造		9	延べ面積		
10	その他必要な事項					
※受付欄				※認可欄		
注意 記入については、副本の下欄の注意事項をよく読んでください。						

(副)

建築協定（変更）認可通知書						
※認可通知欄	年 月 日付で申請のあった建築協定（変更）を認可したので通知します。 認可番号 第 号 認可年月日 年 月 日 <div style="text-align: right;">金沢市長 印</div>					
1	代表者住所氏名					
2	協定の理由					
3	協定事項の概要					
4	協定区域の地名					
5	協定区域の面積					
6	建築物の用途		7	協定戸数		
8	建築物の構造		9	延べ面積		
10	その他必要な事項					
注意 1 建築協定書を添付すること。 2 付近見取図、配置図、建築協定区域図を添付すること。 3 建築協定区域内における土地所有者等の全員の合意書を添付すること。 4 建築協定をしようとする基準を表示する図書を添付すること。 5 変更の場合にあっては、変更しようとする項目のみ記入すること。 6 ※印欄は記入しないこと。						

様式第14号（第17条関係）

（平11規則68・平16規則92・一部改正）

(正)

建築協定廃止認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

建築基準法	第76条第1項 第76条の3第6項	の規定により申請します。			
1	代表者住所氏名				
2	廃止の理由				
3	認可年月日及び番号				
4	協定区域の地名				
5	協定区域の面積				
6	建築物の用途		7	協定戸数	
8	建築物の構造		9	延べ面積	
10	その他必要な事項				
※受付欄			※認可欄		※備考

注意 ※印欄は記入しないこと。

(副)

建築協定廃止認可通知書

※認可通知欄	年 月 日付で申請のあった建築協定の廃止を認可したので通知します。				
	認可番号 第 号				
	認可年月日 年 月 日				
	金沢市長 印				
1	代表者の住所氏名				
2	廃止の事由				
3	協定事項の概要				
4	協定区域の地名				
5	協定区域の面積				
6	建築物の用途		7	協定戸数	
8	建築物の構造		9	延べ面積	
10	その他必要な事項				

注意 1 ※印欄は記入しないこと。
2 土地の所有者等々の過半数の合意書を添付すること。